

## 「石川県の魅力海外発信事業」企画提案公募実施要領

石川県人材確保・定住推進機構(以下、「機構」という。)では、「石川県の魅力海外発信事業」について、下記のとおり企画提案公募を行います。本事業の受託を希望する場合は、応募申込書等を提出して下さい。

### 1 事業の目的

石川県内(以下「県内」という。)企業における深刻な人手不足を背景に、外国人労働者数及び外国人雇用事業所数は年々増加しているが、このうち、企業の即戦力となる高度外国人材については、事業の海外展開や販路開拓等を担う人材として、県内企業においても雇用が進んでいる。

一方、本年1月に発生した令和6年能登半島地震は、奥能登・中能登を中心に、県内に甚大な人的被害及び住家被害をもたらし、発災から半年以上経過しているものの、震災により帰国や県外・域外への避難を余儀なくされた外国人労働者の体験談、国内外での報道等を通じて県内での新規就職を不安に感じる高度外国人材は多い。

被災事業者の復興及び県内企業の更なる成長には、企業の成長を後押しする高度外国人材が就労・定着することが重要であることから、被災をきっかけとして石川県(以下「本県」という。)を離れた高度外国人材や日本での就職を希望する海外在住の外国人大学生等に対し、本県及び県内企業の魅力を発信することで、震災にかかるネガティブなイメージや不安を払拭し、本県での就労・定着を促進することを目的として事業を実施する。

### 2 事業内容等

- (1) 本県や県内企業の魅力を端的に伝えるショート動画(5分以内)の作成及び機構への納品
- (2) 6(2)に記載する対象国におけるミニセミナーの開催及び開催後のフォローアップ

### 3 事業実施期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

### 4 委託事業費の上限額

5,000千円(消費税及び地方消費税含む)

### 5 企画提案公募参加資格

- (1) 民間企業、NPO法人、その他の法人及び法人以外の団体
- (2) 委託業務に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること
- (3) 次の事項にいずれにも該当しないこと
  - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
  - ② 本県から指名停止の措置を受けている者
  - ③ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
  - ④ 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は更生手続きを行っている者
  - ⑤ 役員(役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及び第6

号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる行動を行う者

- ⑥ 政治団体
- ⑦ 宗教団体

## 6 応募書類

(1) 応募申込書 (様式 1)

(2) 企画提案書 (様式 2)

- ① 本事業の対象とする国 (以下「対象国」という。) は 2 カ国とし、一つはインドネシア、もう一つは応募者からの提案事項とする。なお、対象国の選定にあたっては、本県の産業構造や外国人労働者数の増減等も考慮の上、選定理由と併せて記載すること。
- ② 情報発信の対象は、高度外国人材及び日本で就職を希望する海外在住の外国人大学生等とすること。なお、高度外国人材とは、在留資格のうち、技術・人文知識・国際業務、特定技能 1 号及び 2 号、その他大学卒業以上の学歴や一定水準以上の専門的知識・能力を有する外国人材をいう。
- ③ 実施する事業内容は次のとおりとする。
  - ア 本県や県内企業の魅力を端的に伝えるショート動画 (5 分以内) の作成及び機構への納品
    - (ア) 動画の内容については、本県や県内企業の魅力について、県内で就労する外国人へのインタビュー等を活用しながら効果的に伝えるものとし、その概要について、企画提案書にて提案を行うこと。
    - (イ) インタビューの対象者については、対象国出身者を選定して実施すること。
    - (ウ) 動画については日本語で作成するとともに、対象国における主要な言語に翻訳したものを作成すること。
    - (エ) 作成する動画 (以下「成果物」という。) に関する一切の著作権は機構に譲渡し、機構は、自らが行う活動に、受託者の事前承諾を得たり、使用料金の支払を行うことなく、自由に成果物を利用できるものとする。また、成果物について、機構は別途、第三者との契約による再編集や複製利用等が行えるものとする。
    - (オ) 本動画作成に関し、第三者が権利を有する映像、写真、イラスト、音楽その他の資料等がある場合は、第三者との間で発生する著作権等に関する手続きや、使用料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
  - イ 対象国におけるミニセミナーの開催及び開催後のフォローアップ
    - (ア) 開催回数は、対象国ごとに 2 回以上とすること。
    - (イ) 参加者の目標人数を企画提案書に記載すること。
    - (ウ) 開催方法は、オンライン開催とすること。オンラインミーティングツールは zoom か Microsoft Teams とすること。
    - (エ) 内容については、本県及び県内企業で就労する外国人労働者数の現況等の紹介、アで作成した動画の投影等を予定していること。なお、本県及び県内企業で就労する外国人労働者の現況等の紹介は日本語で行うため、対象国における主要な言語に翻訳を行うこと。
    - (オ) 参加者にアンケートを実施するとともに、結果の集計を日本語で行うこと。
    - (カ) 集客にかかるチラシの作成を行うこと。なお、チラシについては、対象国ごとに作成し、現地の大学や送り出し機関等に配付すること。

(キ)対象国において広く利用されている SNS 等を活用し、集客を行うこと。

(ク)ミニセミナー参加者等からの問い合わせ等に対応する窓口を設置し、回答可能な内容については迅速な回答を行うとともに、回答が難しい案件については、適宜機構に対して日本語で照会を実施すること。また、機構や県内企業からミニセミナー参加者等への伝達事項(個別照会も含む)等を、対象国における主要な言語で配信すること。

ウ その他、本県や県内企業の魅力を効果的に伝える方法があれば、提案書に記載すること。その際、Aで作成した動画を使用することも可能であること。

④ 国又は他自治体事業の受託実績があれば記載すること(外国人材に関する事業に限る)。

(3) 経費積算書(様式3)

積算根拠も併せて記載すること。(単価×人数×時間×日数など)

(4) その他、提案の内容を補足する書類(任意様式、A4用紙片面5枚以内)

提出は任意とする。提案内容を補足する資料があれば提出すること。

(5) 応募資格等確認用書類

- ① 定款又は寄付行為
- ② 最新の決算(営業)報告書(1年分)
- ③ 誓約書
- ④ パンフレット等会社の概要がわかるもの

(6) 留意事項

- ① 企画提案は1者につき1件とする。
- ② 企画提案は当要領6(2)の全てについて提案することとする。
- ③ 提出された書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- ④ 書類の内容を提出後に変更することはできない。
- ⑤ 提出された書類は返却しないものとする。
- ⑥ 応募申込に要する費用は、応募者の負担とする。
- ⑦ 再委託を必要とする場合は、企画提案書に理由及び範囲、予定金額を明記すること。
- ⑧ 採択された企画提案書の著作権は機構に帰属するものとする。

## 7 応募の手続き及び選考方法

(1) 問い合わせ先

① 石川県人材確保・定住推進機構(ILAC)

いしかわ外国人材活用ワンストップセンター 担当:梅田(うめだ)

〒920-0935 石川県金沢市石引4-17-1

石川県本多の森庁舎1階 UIターンスポート石川内

TEL:076-213-7730 メールアドレス company@jobcafe-ishikawa.jp

② 石川県商工労働部労働企画課 多様な人材活用推進グループ 担当:瀬戸(せと)

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

TEL:076-225-1672 メールアドレス a-seto@pref.ishikawa.lg.jp

(2) 応募の手続き

① 応募に関する質問

ア 受付期間 令和6年8月30日(金)から9月12日(木)17:00まで

イ 質問様式

様式は自由であるが、以下の項目を明記すること。

- ・件名は「石川県の魅力海外発信事業の件」とすること。
  - ・法人等の名称、部署名、担当者氏名、電話番号及びメールアドレス
- ウ 送付方法
- 電子メールにより company@jobcafe-ishikawa.jp まで送付すること。
- ※口頭による質問は一切受け付けないものとする。

- エ 回答方法
- 質問ごとに随時、質問者に対し、回答する。
- なお、企画提案書の審査に係る質問には回答できない。

② 応募書類の受付

- ア 提出方法
- 電子メールにより company@jobcafe-ishikawa.jp まで送付すること。
- 件名は「石川県の魅力海外発信事業応募書類」とすること。

- イ 提出期限
- 令和6年9月13日(金)17:00まで

(3) 選考について

① 選考方法

- ア 審査会において下記②の審査基準に基づいて審査を行い、予算の範囲内において優れた提案をした1社を受託候補者として選定するものとする。応募者が1社の場合も、審査会を実施し、適当と認められる場合は受託候補者として選定する。

- イ 審査にあたっては、書類審査を実施する。

② 審査基準

- ア 事業実施能力（実施体制、国または他自治体事業の受託実績）
- イ 事業実施内容（提案内容、実施方法、スケジュール）の実現可能性、実施効果
- ウ 経費積算（経費積算書）

③ 審査結果の通知

- 審査対象となった提案の応募者全員に審査結果を書面で通知する。

## 8 受託候補者選定後の手続き

(1) 契約手続き

- ① 機構は書類審査で選定した受託候補者から見積書を徴収し、機構が設定する予定価格の範囲内で随意契約を締結するものとする。

- ② 業務委託仕様は受託候補者が提出した企画提案書等を基に確定する。

なお、事業の実施にあたり、機構と受託候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 委託事業終了後の手続き

- 委託事業実施期間終了後、速やかに委託業務完了報告書を機構へ提出すること。